

# 役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友福祉会（以下、法人という）の定款第8条及び、第13条に基づき役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について規定するものとする。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

## (報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

## (役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬)

第5条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席1日につき5,000円を支給する。

4 評議員選任・解任委員が理事長の招集に応じ評議員会選任・解任委員会に出席1日につき5,000円を支給する。

## (役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬の支払)

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

## (旅費)

第7条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が法人業務等出張する際に要する旅費に關してはながやま保育園旅費規定に準じて旅費等を支給する。

(改 正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決により行う。

附 則 この規程は法人登記日より施行する。

法人登記 平成 24 年 3 月 29 日

この規程は平成 27 年 3 月 26 日改正、施行する

この規程は平成 29 年 3 月 25 日改正、施行する。

この規程は令和元年 6 月 17 日改正、施行する。